

議案第 3 1 号

湯梨浜町個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例

(湯梨浜町個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第1条 湯梨浜町個人番号の利用等に関する条例(平成27年湯梨浜町条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 特定個人情報 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p>

(湯梨浜町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 湯梨浜町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年湯梨浜町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(個人情報取扱事務の届出等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 1年以内に消去することとなる個人情報のみを記録するもの。ただし、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を利用する事務においては、この限りではない。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(個人情報取扱事務の届出等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 1年以内に消去することとなる個人情報のみを記録するもの。ただし、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を利用する事務においては、この限りではない。</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。